

再生医療等提供計画（治療）

2026年06月02日

関東信越厚生局長 殿

再生医療等の提供を行う医療機関	名称	一般社団法人Smart skin Smart skin CLINIC神保町院
	住所	東京都千代田区神田錦町3丁目16-1 EX神田錦町ビル8階
管理者	氏名	石井 晃太

下記のとおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により再生医療等提供計画を提出します。

記

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

提供しようとする再生医療等の名称	多血小板血漿(PLATELET-RICH PLASMA：PRP)を用いた毛髪組織再生治療
再生医療等の分類	<input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種 <input checked="" type="checkbox"/> 第三種 <input checked="" type="checkbox"/> 特定細胞加工物 <input type="checkbox"/> 特定核酸等
	【判断理由】 ・政令の除外技術にあたらぬ。 ・人の胚性幹細胞、人工多能性幹細胞、人工多能性幹細胞様細胞を用いない。 ・遺伝子を導入する操作を行った細胞を用いない。 ・動物の細胞を用いない。 ・投与を受ける者以外の人の細胞を用いない。 ・幹細胞を利用しない。 ・人の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成を目的とする。 ・培養を行わない。 ・（血流量豊富な部位への投与のため）相同利用に該当する以上により、再生医療等安全性確保法第二条6の第三種再生医療等技術に該当と判断。
	再生医療等の対象疾患等の名称
	1. 目的 本治療は、患者の血液から調製する自家PRPを当該患者へ投与することで、人間が本来持っている治癒能力や組織修復能力・再生能力を最大限に引き出し頭皮・毛髪の諸症状の治癒・改善をはかるものである。具体的には、自家PRPを当該患者の頭皮に投与することにより、男性型脱毛症、女性型脱毛症、円形脱毛症、びまん性脱毛症等の治癒を目的とし、頭髪環境の改善や加齢に伴う毛量減少の改善も治療対象に含む。本治療は、以下の選択基準を全て満たす患者を対象とする。 1) 通院が可能な方 2) 本治療の効果・リスクについての説明を理解し、文書による同意が得られる方 (未成年者の場合、代諾者の同意を必要とする) 3) 全身の健康状態が良好である方 ただし、下記項目のいずれかに該当する場合は、本治療対象患者から除外する。 1) 抗凝固剤を使用中の方 2) 血小板減少症等出血性素因がある方 3) ケロイド体質の方